

.....

ロータス365サービス会員規約

.....

この規約はジャックスカード会員規約及びLOTAS card特約に基づき、ロータス365サービスに関する事項を定めたものです。

第1条（会員）

ロータスカード（以下「カード」といいます。）の会員は全てロータス365サービス会員（以下「会員」といいます。）となります。

第2条（会員資格の証明）

1. 会員がカードを携帯していない場合には、ロータス365サービスを受けることはできません。
2. カードに表示されている会員本人以外は、ロータス365サービスを受けることはできません。

第3条（会員資格の有効期限）

会員資格の有効期限は、カードの有効期限と同様とします。

第4条（ロータス365サービスの機能）

1. ロータス365サービスとは、日本国内において株式会社ロータス（以下「ロータス」といいます。）が行う、自動車の故障や事故時の対応サービス及び、それに関連する情報提供サービス等をいいます。
2. ロータス365サービスは、その提供の時点でロータスが保有する最新情報の範囲で提供されるものとします。但し、山間部、離島、その他一部の地域からは利用できない場合があります。

第5条（ロータス365サービスの利用料）

ロータス365サービスの利用は、ロータスが予め定めた基準に従い利用内容により有料となる場合があり、会員はこれをカードを利用して、又は現金によって支払うものとします。

第6条（ロータス365サービスの利用方法）

1. 会員は、本規約を承認の上、ロータスの定めるオペレーションセンターに連絡をすることにより、ロータス365サービスの提供を受けることができます。
2. オペレーションセンターでは会員本人であることを確認させていただき、ロータス365サービスを提供します。尚、会員本人であることが確認できない場合は、ロータス365サービスを提供できません。
3. 会員は、ロータス365サービスの提供を受ける場合は、オペレーションセンター及びオペレーションセンターからの電話取り次ぎ先の指示又は注意に従うこととします。

第7条（ロータス365サービスの責任）

ロータスは、ロータス365サービス履行の遅延もしくは不能を生じた場合、又はロータス365サービスの提供に起因して会員に損害が生じた場合、ロータスに故意又は重大な過失がない限り、その責を負わないものとします。

第8条（会員資格の喪失）

会員は、次のような場合は会員資格を失います。

- (1) ロータスカード会員を脱会したとき。
- (2) 死亡又は解散したとき。
- (3) 本規約の定めに違反したとき。
- (4) ロータス及びカード会社が会員として認めないと判断したとき。